

人権侵害救済の申立をされる方へ

1、人権侵害救済申立制度の概要

弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とします（弁護士法第1条）。この趣旨に則り、当会は、人権侵害を受けた人からの申立に基づき、調査を行ったうえで、人権侵害に該当する事実が証拠によって裏付けられるときには、当該人権侵害の内容や程度などを考慮して、被申立人等に対して、「警告」「勧告」「要望」などの弁護士会の見解を記した書面を交付してその是正を求めるなどの処置をとるものです。

2、人権侵害事件の具体例

これまでに実際にあった具体例は以下のようなものです。もちろん、これ以外の内容でも、人権侵害があると考えられる事案について申立をすることができます。

- ・刑務所・拘置所での処遇（通信・面会の制限、適切な医療が受けられないこと、不当な懲罰その他）
- ・警察の取調等（違法な逮捕・捜索差押、取調の際の暴行脅迫、自白の強要等）
- ・精神科病院での処遇（違法な強制入院、暴行等）
- ・雇用の場の問題（雇用主による名誉侵害、職場におけるいやがらせ）

3、取り扱う事件の場所的関連について

申立人と被申立人が共に大阪府下に住所、居所、営業所を有し、またはその実体がある場合には、原則として当会が取り扱います。いずれかの当事者の所在が大阪府下でない場合や、影響が大きい場合など、他の弁護士会や弁護士会連合会、日本弁護士連合会が取り扱う方が適切だと認められる場合には、他の弁護士会等に移送することがあります。

4、申立から結論に至るまでの流れ

- ① 申立書の提出（決まった書式はございません）
- ② 調査開始の要否についての判断
- ③ 予備調査（原則として一名の調査委員による）
- ④ 本調査（原則として三名の調査委員による）
- ⑤ 結論

予備調査は申立書を受理してから6か月、本調査は開始されてから6か月で結論を出すことを目標にしていますが、事案が複雑な場合などには、さらに時

間を要することがあります。

5、当会の処置

上記のような調査の結果、人権侵害に該当する事実が認められるなど、必要がある場合には、以下のような処置をします。

- ・警告（意見を通告して反省を求める）
- ・勧告（被害者の救済又は今後の人権侵害防止のために適切な措置を求める）
- ・要望（被害者の人権侵害の防止につき善処方を求める）

など

ただし、これらの処置は、弁護士会の見解を述べて是正を求め、人権に対する意識を高めてもらうためにされるものであり、裁判所の判決と異なって、強制力を行使して、具体的、現実的な被害回復をはかるものではありません。ですから、具体的な被害回復を求める場合には、刑事告訴や民事訴訟などの手続を別途おとりいただく必要があります。

また、証拠が乏しいために人権侵害に該当する事実を認定できない場合など、何らかの処置をすることが適切でない場合には、「不処置」とせざるを得ません。

なお、一旦申し立てた事案でも都合により取り下げることは可能です。

申立をされる方への留意事項

申し立てるときには、人権救済申立制度が別紙「人権救済の申立をされる方へ」に記載されているものであることを十分に理解されたうえで、さらに以下の各事項にご留意ください。

当会は、以下の各事項に承諾をいただいたものとして、人権侵害救済手続きを開始いたします。

- ① 人権侵害救済申立書には決まった書式がございませんので、ひな型を参考に申立をされる方ご自身で作成してください。
- ② 個人情報提供に対する同意書（調査開始時に送付いたします。）は当会でご案内させていただき書式を必ずお使いください。
- ③ 申立書には、連絡がつく住所、氏名、電話番号、携帯電話番号等を必ずお書きください。また、申立後結論が出るまでの間に、住所や連絡先の変更があった場合には、必ず連絡してください。
もし、当会から連絡がつかないときには、調査を中止し、不処置にすることがあります。
- ④ 申立書の「申立の趣旨」欄には、「(1) いつ、(2) 誰による(3) どのような行為で、(4) いかなる人権侵害があったとお考えか」をお書きください。ただし、「別紙に記載のとおり」と記載して別紙を同封していただいても結構です。
- ⑤ 証拠資料（書類、写真等）は、必ずA4サイズのコピー（拡大又は縮小ください）を提出してください。提出していただいた資料は、理由の如何にかかわらず返却いたしませんのでくれぐれもご注意ください。
なお、証拠物は、当会からの求めがない限り、提出しないでください。
- ⑥ 面談日時等の通知は書面でいたしますので、通知があるまでお待ちください。
- ⑦ 人権侵害救済申立手続には、一定の期間がかかります。なお、申立手続中に、当会への非協力的な態度、言動をとられた場合には、やむを得ず申立手続（調査を含む）を中止する場合があります。
- ⑧ 審議の結果は書面で通知いたします。処置を行なった場合にはその要旨を、行なわなかった場合には結論（不処置）を通知いたします。
- ⑨ 不処置となった場合には、申立人の請求により、その理由の要旨を通知いたしますが、審議結果に対する不服申立の手続きは存在しませんので、理由要旨の通知以降、当会は応答いたしません。

以上